

鴨川市地域おこし協力隊（観光まちづくり）募集要領

令和 8 年 8 月

鴨川市は、温暖で豊かな自然環境に支えられた一次産業の盛んなまちであり、また、全国レベルの医療施設が立地する地域である。そして、全国的に知名度の高い水族館のほか、「鴨川温泉」を備えた旅館・ホテルなどの宿泊施設が立地した県内有数の観光リゾート地である。

日本の渚 100 選にも選ばれる「前原横渚海岸」は、夏期の海水浴場開設期間を中心に観光客が訪れる市内の主要観光スポットである一方、海の魅力の低下による来訪者の減少や、商店街の空き店舗の増加により、賑わいが失われつつある状況にある。

こうした中、本市では、前原横渚海岸周辺エリアの魅力を活用した新たな観光まちづくりに取り組むこととし、当該エリアの将来像を定める「鴨川市海辺のグランドデザイン」を策定し、当該地域の活性化を目指している。

また、千葉県が実施する「千葉の自然を活用した観光地域づくり促進事業」の対象地域として選定されており、外房エリア（鴨川市及び勝浦市）の海の魅力を活用した新たなコンテンツ造成等の取り組みを県と共同で取り組んでいる。

今般、前原横渚海岸周辺エリアをはじめとした海の魅力を活用した新たな観光コンテンツの造成や観光誘客イベントの実施などに取り組むため、これら施策の推進に意欲があり、地域外からの新たな発想や能力、経験等を有する人材を「鴨川市地域おこし協力隊（以下「隊員」という。）」として募集する。

1 募集人数 1 名

2 募集対象

以下の全ての項目に該当する者を対象とする。

(1) 年齢 20 歳以上 60 歳未満（令和 8 年 4 月 1 日現在）の者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 3 大都市圏をはじめとする都市地域等に生活の拠点を置く者

（※ 地域要件については、総務省の「地域おこし協力隊」の関連ページで確認すること。）

イ 鴨川市以外の地方自治体で隊員であった者（同一地域における活動 2 年以上、かつ解嘱 1 年以内）

(3) 隊員の委嘱に際し、鴨川市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる者（家族での居住も可能とする。既に鴨川市に定住・定着している者（既に住民票の異動が行われている者等は対象とならない。）

- (4) 地域振興及び地域の活性化に意欲があり、地域住民や団体と協力しながら、地域が抱える課題の解決に積極的に取り組むことができる者
- (5) 基本的なパソコン操作（ワード、エクセル他の一般的な操作）ができ、インターネットを活用した情報収集、SNS等を活用した発信ができる者
- (6) 普通自動車運転免許を取得している者
 - ※ 日常生活においても車が必需品であるため、自家用車を保有している場合は車両を持ち込むことを推奨する。
- (7) 任期中、鴨川市内に居住し、任期終了後に定住する意思のある者

3 隊員の活動

隊員は、鴨川市地域おこし協力隊として、地域の観光関係団体及び事業者との連携による前原横渚海岸周辺エリアをはじめとした海の魅力を活用した観光まちづくり事業に関する次の業務を行うものとする。

- (1) 新たな観光コンテンツの造成に関する業務
- (2) 観光イベントの企画及び運営に関する業務
- (3) 国又は千葉県の補助事業の活用に関する業務
- (4) 地域の観光関連団体及び事業者との調整及び取りまとめに関する業務
- (5) その他、事業を推進するために必要となる業務

4 任期

委嘱の日から令和9年3月31日まで

※ 以降、1年単位で更新し、最長で3年間（36か月）継続が可能。任期の継続については、双方協議の上、判断する。

5 活動場所

原則、鴨川市内

6 勤務場所

鴨川市商工観光課及び鴨川観光プラットフォーム株式会社

7 活動時間、活動日数、休暇日等

- (1) 1日の活動時間は、原則として7時間とする。
- (2) 1月の活動日数は、原則として20日間とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、協議の上、隊員の活動時間又は活動日数を調整できるものとする。

8 報償金等

報償金及び所得税等の条件は次のとおりとする。ただし、隊員は市の委嘱を受け、その活動の対価として、報償金の支給を受けるものとし、隊員と鴨川市との雇用契約は存在しない。

- (1) 報償金（月額） 291,000 円
- (2) 前号の規定にかかわらず、隊員としての1月の活動日数が15日に満たない場合は、活動日数と1日あたりの金額（14,550 円）の積により報償金の額を算出する。
- (3) 鴨川市との雇用契約は存在しないため、所得税、市民税などの税金等については各自で納めること。

9 隊員の活動等に対する支援

市は、隊員が地域において円滑かつ効果的に活動が実施できるよう、以下に掲げる隊員の活動や生活を支援する。なお、市はその支援業務の全部又は一部を地域の団体に委託することができる。

- (1) 隊員が行う地域協力活動に関する指導及び支援
- (2) 隊員が地域に定着するための支援
- (3) 隊員が行う地域協力活動の取組状況、活動の成果等の情報発信
- (4) 市や地域の団体等が行う地域振興イベントなどへの協力活動に対する支援
- (5) 隊員が地域で生活するための住居の確保などの生活支援
- (6) その他隊員が行う地域協力活動に対して必要と認められる支援

10 活動等の経費

以下の活動等の経費については、予算の範囲内において、必要に応じて市または支援団体が負担する。なお、負担の可否については、市及び支援団体が協議のうえ決定する。

- (1) 隊員による地域おこしのプランニング及び打合せ等に関する事務経費
- (2) 隊員の活動に要する作業用具等の消耗品
- (3) 隊員の技術等の習得に対する研修先への謝金
- (4) 隊員が研修機関等の実施する研修プログラムへ参加する場合の費用及びそれに要する旅費
- (5) 市や地域の団体等が行う行事等に協力するために用意しなければならない道具等の購入費用
- (6) 隊員が活動現場への移動やその活動に使用する車両（自動車）等の借上料及び燃料費
- (7) 隊員の活動内容や得られた成果を掲載するホームページの作成費など

- (8) 本事業に興味を持つ都市住民等に配布するリーフレット等の作成費など
- (9) 隊員が地域で生活するための住居確保に要する経費(隊員の住居の家賃は5万円を限度とし、超える場合は超過分を隊員が負担)
- (10) その他、隊員が行う地域協力活動に対して必要と認められる支援に係る経費

11 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 応募用紙(指定様式)
 - ② 履歴書
 - ③ 住民票(居住地の確認をするため)
- (2) 応募方法
提出書類に必要事項を記入し、鴨川市商工観光課に郵送又は持参
- (3) 応募に係る経費
書類選考のために必要な郵送費、面接選考のために必要な交通費等の応募にかかる経費は全て応募者の負担となる。

12 選考方法

- (1) 第1次選考
 - ① 第1次選考として書類審査を行う。
 - ② 選考結果は、申込受付期間終了後、概ね5日程度で応募者全員に文書で通知する。
- (2) 第2次選考
 - ① 第2次選考として第1次選考合格者を対象に個人面接(※10月7日(水)を予定)を行う。
 - ② 選考結果は面接審査終了後、概ね3日程度で採用か不採用かの結果を通知する。

13 募集期間

令和8年8月20日(木)～令和8年9月18日(金)

※ 郵送による場合は、当日消印有効

14 応募・問合せ先

鴨川市商工観光課 新たな観光まちづくり係

(住所) 〒296-8601 千葉県鴨川市横渚1450番地

(電話) 04-7093-7837

(FAX) 04-7093-7856

(E-mail) kanko@city.kamogawa.lg.jp